



県章

滋賀県公報

令和元年（2019年）
9月10日
第37号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示	
県営（有）林の木材の販売に係る販売代金の徴収事務の委託（森林政策課）	1
○ 公 告	
県営土地改良事業計画決定公告（耕地課）	1
市街地再開発組合の定款の変更の認可公告（住宅課）	1
一敷地内認定建築物以外の建築物の位置および構造の認定公告（建築課）	2
落札者決定の公告（警察本部会計課）	2
○ 県 税 事 務 所 公 告	
軽油引取税免税軽油使用者証無効公告（中部）	2

告 示

滋賀県告示第159号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、県営（有）林の木材の販売に係る販売代金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和元年9月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 委託の相手方 滋賀県森林組合連合会 大津市におの浜四丁目1番20号
- 2 委託事務の内容 県営（有）林の木材の販売に係る販売代金の徴収事務
- 3 委託期間 令和元年8月28日から令和2年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

公 告

県営土地改良事業計画決定公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営杉山地区土地改良事業（農地環境整備事業）に係る土地改良事業計画を令和元年9月3日に定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和元年9月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 縦覧に供する書類 県営杉山地区土地改良事業（農地環境整備事業）事業計画書の写し
- 2 縦覧場所 滋賀県甲賀農業農村振興事務所田園振興課および甲賀市産業経済部農業振興課
- 3 縦覧期間 令和元年9月10日から令和元年10月10日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和元年10月25日までに審査請求をすることができる。

市街地再開発組合の定款の変更の認可公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、元浜町13番街区市街地再開発組合の定款の変更を認可した。

令和元年9月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 組合の名称 元浜町13番街区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間 平成29年8月から令和2年3月まで
- 3 施行地区
(施行地区に含まれる地域の名称)
長浜市元浜町506番、507番、507番1、507番2、509番、509番1、509番2、510番、511番1、511番2、511番3、
747番、749番、749番1、750番、751番、751番2、752番、752番1、753番、754番、755番、756番1、760番、761番、
761番1、1144番1、1145番、1145番1、1145番2、1146番および1147番
- 4 事務所の所在地 長浜市元浜町6番14号
- 5 設立認可の年月日 平成29年8月18日
- 6 定款の変更の内容 参加組合員の名称、住所および負担課金の負担金額の記載
- 7 定款の変更認可の年月日 令和元年9月2日

一敷地内認定建築物以外の建築物の位置および構造の認定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置および構造について認定したので、同条第6項の規定に基づき公告する。

なお、その関係図面は、滋賀県土木交通部建築課建築指導室に備え置き一般の縦覧に供する。

令和元年9月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

区	域	認 定 番 号	認 定 年 月 日
湖南市若竹町18番地		R01認番滋賀建築002号	令和1.9.2

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により公告する。

令和元年9月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 借入物品名および数量 警察情報ネットワーク端末機器（搬入設置作業および保守を含む。） 一式
- 2 契約に係る事務を担当する機関 滋賀県警察本部警務部会計課 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231
(内線 2263)
- 3 落札者を決定した日 令和元年8月20日(火)
- 4 落札者の氏名および住所 株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額 66,191,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和元年7月9日(火)

県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和元年9月10日

滋賀県中部県税事務所長 西 澤 甚 一

業 種	記号・番号	有 効 期 限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の所在地および氏名（名称）	亡失年月日
農 業	滋 賀 県 第9207594号	平成33. 3. 31	東近江市宮川町483 福本新	令和1. 8. 29